

◀ 赤ちゃんが生まれたときの手続き一覧 ▶

令和5年5月8日現在

○それぞれの担当課において、詳しい説明を受けてください。

	窓口番号 担当課	手続き内容	持参するもの
1F	10 市民課	出生届 ※届出期間＝出生した日を含めて14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 出生届 母子健康手帳
	11 保険年金課	医療福祉制度（マル福）〈該当する方〉	世帯の状況等により、手続きや必要書類が異なります。詳しくは、保険年金課へお問い合わせください
		国民健康保険 〈該当する方〉	
		出産育児一時金 〈該当する方〉	
	産前産後免除申請〈国民年金加入者が出産した場合〉		
15 子育て支援課	児童手当 ※ <u>出生日の翌日から15日以内</u> に手続きをしてください。 (公務員の方は勤務先での手続きとなります)	<ul style="list-style-type: none"> 請求者の金融機関の口座がわかるもの 父母のマイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード ※券面事項が住民登録と一致しているものに限る 	
	出産育児応援給付金 ※ <u>新生児の出産の日から3か月以内</u> に手続きをしてください	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 保護者(申請者)の本人確認書類の写し 申請者の振込先金融機関口座の写し ※市内居住要件等があります。 詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。 	
浄砂沼水場	上下水道課	下水道加入宅で、井戸水等を使用している場合 (使用態様変更届)	お電話にて人数変更の手続きをしてください

【その他の手続】

○市営住宅にお住まいの方（担当：建設課）

住民票謄本を持参のうえ、「同居者異動届」を提出してください。（異動日より15日以内）

【お問い合わせ先】

茨城県下妻市役所 ☎04-8501 茨城県下妻市本城町3丁目13番地 ☎0296-43-2111(代表)
fax 0296-43-4214
下妻市上下水道課 ☎04-0056 茨城県下妻市長塚乙89番地1 ☎0296-44-5311(直通)
fax 0296-44-5312

◀ 赤ちゃん訪問のお知らせ ▶

健康づくり課では、赤ちゃんがお生まれになった全ての家庭へ、
生後2か月を目安に保健師または助産師が訪問し、
子育ての不安や悩みに関する支援をしております。担当者から後日電話にて連絡が入ります。

※**早めの訪問や里帰り中の他市町村での訪問を希望される際には、**
健康づくり課までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

健康づくり課 ☎0296-43-1990(直通)